

建設会社における 災害時の事業継続力認定の現状報告

増加する認定申請

国土交通省関東地方整備局では、平成21年6月より認定制度を実施し、平成25年7月現在で332社に認定証を交付している。

認定から2年を経過した業者の継続認定が必要となってくるために、初年度認定企業はすでに3回目の継続認定に入っている。

当初は、Aクラス大手ゼネコンやBクラス企業が認定を申請する程度であったが、現時点ではそれらの企業はもちろんのこと、Cクラス企業および県等地方公共団体発注の業務を請け負う企業までもが、認定取得に取り組み始めてきている。

この認定に当たっては、関東地方整備局の防災業務のマネジメントを行っている7名の担当官がその任に当たっている。

浸透する認定効果

認定取得のインセンティブとして、総合評価の加点対象として経営審査の数値に加点される。

しかし、実際に認定に取り組んでいる段階で、各企業はいかにこの事業継続計画を準備しておくことが企業にとって重要かを知り、真摯に取り組んできている

認定企業都県別内訳

都県名	認定取得企業数
東京都	114
栃木県	91
茨城県	36
埼玉県	26
群馬県	18
千葉県	17
山梨県	15
長野県	8
神奈川県	7
合計	332

認定委員に辻田代表

その中で、唯一民間有識者委員として辻田代表が平成23年から前任丸谷委員（当時NPO法人事業継続推進機構代表理事）と交代してその任に当たっている。

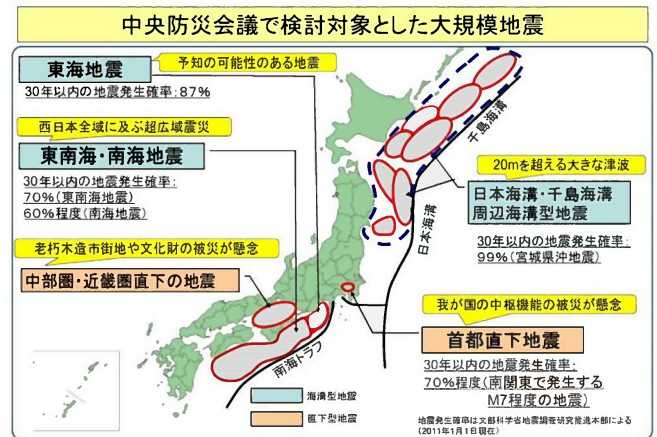
この認定委員会は年4回（3ヶ月に1度）開催されるが、申請書の事前審査も含めて1回の申請企業が新規・継続を合わせて50社を超えてきており大変な認定作業となってきている。

認定企業の内訳は、下表の通り332社に及んでいる。またAクラスでは80%、Bクラスでは90%、Cクラスで35%の認定率となっている。

そして、この認定制度は他の地方整備局にも波及し、東北、近畿、中国、四国の地方整備局で認定制度が導入され、これまでに全国で5つの地方整備局で実施されてきている。

また、その取り組み内容も建設業としては災害発生から24時間以内での初動対応、とくに災害協定の確実な遂行が重要視されている中で、一般の企業の事業継続計画の初動対応に比べ、きわめてきめの細かい初動対応計画が作成されている。

つねにその中で教育・訓練が次の継続審査で大きな審査対象となっていることもあり、きちんと教育・訓練が実施されてきていることは素晴らしいことといえる。



地震発生確率は工部科学省地震調査研究推進本部による(2011年1月1日現在)